

令和4年9月26日より世田谷保健所では国の要請により新型コロナウイルス感染症に係る「全数届出の見直し」を実施しております。それに伴い療養証明書の発行対象も変更となり、限定されておりますので、世田谷区のホームページで事前に必ずご確認ください。

(↓確認いただきましたら✓をお願いいたします。)

発生届の提出があり、証明書の発行対象であることを確認した。

「宿泊・自宅療養証明書」発行申請書

世田谷保健所感染症対策課長あて

私は以下の事項が虚偽でないことを誓約し、療養証明書を申請します。

1	(フリガナ) 氏名		※保健所記入欄 ID :
2	生年月日	(西暦) 年 月 日	
3	電話番号	— —	
4	住所 (療養期間中の住所)	〒 —	
5	お送り先 (返信用封筒と共通)	※4に記載の住所とお送り先が異なる場合記入 住所 〒 — 氏名 続柄 ()	
6	診断した医療機関		TEL :
7	診断日	※保健所記入欄 (西暦) 年 月 日	
8	療養期間	【発症日】 ※症状なしの場合は検体採取日 年 月 日 ~ 【療養終了日】 年 月 日	
9	延長理由		

※保健所が記載する内容は、

①診断日から療養終了日が10日以内：診断日のみ

②診断日から療養終了日が10日を超える：診断日及び療養終了日 となります。

※本証明書は宿泊、自宅療養をしていた期間が対象となります。

入院の期間については医療機関にお問い合わせください。